

令和4年度兵庫県森林審議会開発審査部会(第1回)議事録(要旨)

日 時：令和4年8月5日(金)

14:00~16:00

場 所：兵庫県民会館7階亀

出席者 別紙のとおり

事務局：ただいまから森林審議会開発審査部会を開催します。
はじめに、農林水産部次長が、ご挨拶申し上げます。

次 長：(あいさつ)

事務局：(委員の紹介)

本日の開発審査部会は、会長を除いた委員定数7名のうち4名のご出席をいただいておりますので、森林審議会運営規程第4条第5項の規定に基づき、部会が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

森林審議会運営規程第4条第3項により、部会長に議長をお願いいたします。

議 長：(あいさつ)

議 長：本審議会は、情報公開条例第6条各号の「非公開情報」に該当する内容については「非公開」とする「部分公開」により審議します。

事務局から、傍聴人、写真撮影等許可願いについて報告を求めます。

事務局：本日は、傍聴希望者はございません。

議 長：それでは、事務局から諮問と付議書の報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局：(諮問及び付議書を報告)

議 長：審議に先立ちまして、委員の皆様にご了解頂きたい件があります。事務局が、本日の審議内容について、委員氏名を伏せた非開示情報を除く発言要旨等を、部会長である私の確認を受けたうえで、県のホームページに掲載したいとのことですが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、諮問の付議を受けましたので、赤穂市東有年の普通林の開発行為について、事務局から説明願います。

事務局：「普通林の開発行為について(赤穂市東有年字下菅生 1567-59 ほかにおける土石等の採掘(事業区域の拡大(奥村組砕石生産株式会社有年砕石工場))」の概要説明

議 長：事務局の説明に対して、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議 長：30年以上経ったのり面の状態の写真がありましたが、これは昭和39年から始めた最初の採石の跡ということでよろしいでしょうか。

事務局：そのように事業者から聞いています。

議 長：昭和49年の林地開発許可制度以前に採掘されたということは、特に規制する基準が無かったにもかかわらず、緑化を自主的にやって、現在は植生が生長していると考えてよろしいでしょうか。

- 事務局：当時、採石法等の指導などがあつたかの詳細は把握できていないですが、森林法としての指導はなかったと思われます。事業者は、以前から環境に配慮していたとのことであり、自主的に緑化したものと認識しております。
- 委員：林地開発許可制度が出来る前から開発が行われていたところについては、地目が山林であれば事業者が森林に戻す義務があるかもしれませんが、そうでなければ、義務がないのではないのでしょうか。
- 事務局：林地開発許可の対象となる森林区域は、地域森林計画対象民有林として区域が定まっています。登記上の地目とは関係なく、現況が森林かどうかにより決まります。もともと森林区域から外れている区域も含めて今回の申請の中で事業計画を示していただいております、全体計画として環境の保全面という意味で適切に植栽をしていただくこととしております。
- 委員：新たに事業区域とするところ以外は採石が終了するのでしょうか。
- 事務局：既に許可されてる区域の石を取り尽くしそうだというところで、事業者が中播磨地域、西播磨地域の採石の需要等を見越して、事業継続のため、区域の拡大を計画したものです。
- 議長：千種川の内水面漁業について、特に問題はないのでしょうか。
- 事務局：内水面漁業につきましては、千種川漁業協同組合に事業者が説明を行っておりまして、既に同意書を取得しております。
- 議長：総合治水条例をクリアしているということですが、これは土木の2級河川千種川の下流域の堤防などの計画についても了解を得ているという理解で良いのでしょうか。
- 事務局：千種川に流入するまでの段階で洪水調整池において既存の流量を上回ることをないように調整し、流下させることにしておりますので、より広域な千種川流域の水量については、影響のない計画となっております。総合治水条例に基づく適合通知書を取得しておりますが、その総合治水条例を所管しているのは県の土木事務所でありまして、河川等を管理している事務所です。また、林地開発の許可にあたりまして、関係機関に意見照会をしております。その中には土木事務所や赤穂市役所等が含まれるのですが、同意するという答えをいただいております。
- 議長：雨の降り方がずいぶん変わってきていますが、兵庫県では確率雨量強度についてアップデートした上で、設計を行っているのでしょうか。
- 事務局：変更許可申請につきましては、原則的には当初許可申請時点の雨量強度を適用します。県では平成28年度に雨量強度基準を見直していますが、今回の申請においては事業者が自主的に平成28年度改正の最新の雨量強度で設計しております。具体的には、洪水調整池は30年降雨確率の139.0mm/h、排水施設計画は10年降雨確率116.7mm/hで計算しています。
- 委員：30年くらい経ってやっと緑化するといった感じですが、クロマツの植栽により、元の森林のように戻るようなものなのでしょうか。
- 事務局：かなり地味が悪いものですから、時間を要するだろうなどは考えています。その中でも、客土したり環境を改良して、なるべく活着するように対応しているところです。時間をかけて森林に戻っていくのではないかと考えています。
- 委員：自然にいろいろな木が入ってくるものですか。
- 事務局：入ってきているところもあります。事業者は植栽について、苦労されているところもあります。以前はアカマツを植えていたのですが、シカなど

の獣害に遭いやすかったということで、クロマツに変更したところ、活着が良かったとの経験から、今回の申請においてもクロマツを選定しています。

議 長：瀬戸内気候で少雨であること、流紋岩質凝灰岩であることから、やはりマツしかないのでしょうか。

事務局：このような、土壌や気候条件を考えると、マツが植栽樹種として選定されるのは妥当ではないかと考えます。

議 長：今回開発するところの沈砂池や調整地などの施設を先行的に設置した上で、開発行為に当たるように、きちんと県が管理するとの認識で良いでしょうか。他県では、16回くらい是正勧告したのに、無視して開発行為を先行したため災害につながった例がありました。

事務局：申請書類としての工程表において、上部の開発に先行して3号調整池を施工することとしています。また、許可条件として「防災施設を先行着手すること」という記載を加えることもあります。加えて、職員や森林巡視員がおりますので、確実に防災工事が出来てから上部の工事にかかるように監督していくことを予定しています。

委 員：工事する前に、計画上では問題ないと言うことは分かったのですが、今後何年か事業が続いていく中で、災害防止や水害防止とか水の保全が守られていくかについて、モニタリング計画はありますか。

事務局：具体的なモニタリング計画はないですが、許可した県にも責任が生じますし、事業者には申請どおりの開発をしていただかなければならないので、県職員及び巡視員が現地を確認しながら、不適切な状況が確認できれば、その度毎に是正の指導を行っていきます。悪質な場合には、行政処分、例えば中止命令であるとか復旧命令等、段階を踏んで厳しい指導をしていくこととなります。

議 長：3号調整池の堰堤は、既存の2号調整池堰堤と同様の設計となっているのですね。

事務局：添付図面のとおり、天端の厚みが3m、全高が12mのマッシブな構造となっています。

委 員：このような構造物というのは事業者が永続的に管理していく形になるのでしょうか。インフラの長寿命化など観点から、老朽化した時にどうするのか思いました。

事務局：県の総合治水条例の方で重要調整池の管理を明確にさせた上で適合通知を出しており、事業者が完了後も管理していくという約束事になっています。

議 長：適切な維持管理が必要だと思いますので、県の方でもきちんと指導監督をお願いします。

事務局：申請があった段階で、申請書を基に職員が現地確認をしますが、その際に、計画どおりの開発となっているか、コンクリート施設にクラックがないかなどを確認しています。また、採石につきましては、採石法を所管する県土木事務所が年に1回、何カ所かの採石場をピックアップして採石パトロールを実施しており、施設を適切に維持管理するよう事業者を指導しています。

会 長：造成緑地とはどのようなものですか。なぜ造成森林にはしないのですか。

事務局：造成緑地というのは木を植える訳ではなく、草の種を撒いて草地にする箇所を言います。今回の計画では、のり面の中でも小段のところはある程

度客土をして森林に戻せると言うことで造成森林という計画になっていますが、のり面につきましては、やはり樹木の生育にはかなり条件が厳しいということで、草本だけで緑化をしていくという計画をしております。今回の場合ですと、種子吹き付けをするだけでなく、ある程度ネットを張って、種が落ちたり根が抜けたりしにくい処置をしながら、急な斜面のところについては緑化を図る計画としております。

会 長：のり面は理解できるのですが、南東部の面的な造成緑地が、なぜ森林にはならないかが分からない。

事務局：何かしらの理由で木の生育が困難であると判断したためと思われるが、確認します。しかし、この箇所について森林にしないと許可できないということではないと考えます。

議 長：これは個別で回答をいただくということで、会長よろしいか。

会 長：結構です。

議 長：それでは決議に入ります。

本件について、森林法第10条の2第2項各号のいずれにも該当しないものと考えられますので「やむを得ないものと認める。」と答申したいと思いますが、ご異議はございませんか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議がないようですので、本件、赤穂市東有年の普通林における土石の採掘の事業区域の拡大については、「やむを得ないものと認める。」と決議しました。なお、運営規程第6条第1項の規定により「部会の決議は、会長の同意を得る。」必要があります。会長、兵庫県知事にただいまの決議内容で答申してよろしいでしょうか。

会 長：同意します。

議 長：それでは、会長から同意をいただきましたので、兵庫県知事に答申を行います。なお、答申は文書により行いますが、文案等につきましては、部会長に一任いただければと思います。

これで、本日の審議はすべて終了しました。

事務局：それでは、森林審議会開発審査部会を閉会します。閉会にあたり、治山課長からご挨拶申し上げます。

課 長：(あいさつ)